

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長: 新屋敷 健
 email: BQE06513@nifty.ne.jp
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

- p.1 LEC大学の「魔の手」が関西にも p.2 年金請願署名にご協力願います
 p.3 組合加入の訴え p.4. 甲南大パワハラ問題調査終盤へ、夏季カンパのお願い

LEC大学の「魔の手」が関西にも

LEC大学は知る人ぞ知る日本初の「株式会社立大学」である。政府の規制緩和による学校多様化のひとつのモデルとして注目されてきたが、開学以来、度重なる法令違反により、文科省などから行政指導を繰り返し受けている。東京での出来事だと思っていたら、ついにわが組合員も、そのインチキなやり口によって被害を受けた。LEC大学は、当該のA氏とは業務委託契約を結んだのであって、労働契約を締結したことはなく、したがって団交要求には応じないといってきた。当組合は現在、弁護士と相談しつつ、善後策を練っているところであるが、まずはLEC大学のそのインチキぶりをA氏自身に語ってもらうことにする。この件については展開があり次第、当機関紙にて報告する予定である。(文責 長澤)

現在、地方の大学で専業非常勤講師をしている者です。今回LEC大学から理不尽な対応を迫られ、非常に憤りを感じております。概要は以下の通りです。

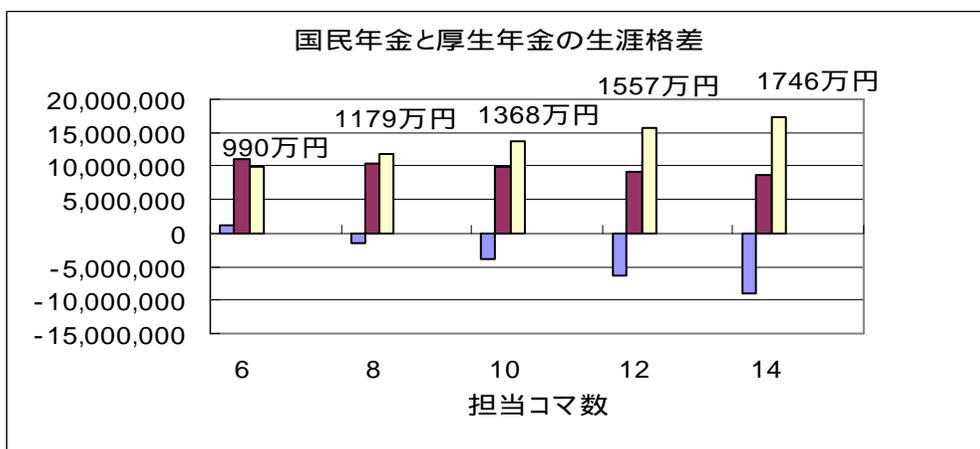
LEC大学教員採用試験を2004年7月に受け、同年8月に採用されました。「文部科学省宛提出書類の作成依頼」「文部科学省宛書類提出」「文部科学省の審査」「LEC大学教員として登録」という流れを経て、LEC大

学教授の肩書きを頂き、名刺まで配布されました。しかし、肝心の講義依頼はまったくなく、問い合わせても「案件毎の契約になる」の一点張りで仕事はありませんでした。2006年12月にLEC大学のいい加減な体質を暴く新聞報道が出るまで、メールが数回来ただけで、仕事は一切貰えず、無報酬のままでした。

新聞報道に慌てたLEC大学は、2007年2月6日に、直接担当者から電話があり、初めての講義依頼があり、近々開催予定の教授会に是非出席して欲しいとの連絡があり承諾しましたが、2月14日にまた同じ担当者から電話があり、専任教授から外れて欲しいとの、正に掌を返す依頼がありました。メールでの講義依頼も無かった事にし、LEC大学教員採用自体までも白紙にして欲しいとの、納得し難い内容でした。

どうも私の教員採用は大学設置基準を満たすだけの為に利用されたもので、設置基準を見直した所、人数の点で私は不要と判断して首を切りにきたようです。LEC大学のようないい加減な体質の大学に振り回された自分が情けなく、このまま泣き寝入りするのも忍びなく、LEC大学の実態を公表したい衝動にもかれ、関西圏非常勤講師組合の協力をお願いした次第です。

年金請願署名に協力お願いします！



上の表をご覧ください。1967 年生まれで現在 40 歳の大学非常勤講師が 82 歳(日本人の平均寿命)まで生きると仮定します。担当コマ数が 6 コマから 14 コマまでの範囲で示してあります。3 本ずつあるグラフのうち左のグラフは国民年金・国民健康保険の場合に 64 歳まで支払う保険料と 65 歳から 82 歳までに受け取る給付金の差額です。国民健康保険は収入が高ければ保険料も高くなり、しかも掛け捨てなので、8 コマ以上の場合には元は取れません。真ん中のグラフは厚生年金加入の場合(20 歳から 30 歳までは国民年金とする)の同様の差額です。そして右のグラフは両者の格差を示しています。たった 6 コマでさえ、990 万円の格差が生じます。14 コマになると 1746 万円もの格差になります。中古マンションが買えるような金額です。

私たち非常勤講師は労働者でありながら、なぜ労働者のための厚生年金に加入できないのでしょうか？それには次のような問題があります。私たちの多くは複数の大学で働いて

います。つまり細切れ掛け持ちパートということです。厚生年金は複数の事業所で働いている場合には合算して掛け金を産出するという制度がありますが、専任教員の 4 分の 3 以上の労働時間に達しないという理由で、この合算そのものが適用されないのです。

しかしそもそも専任教員の労働時間ってどれくらいなのでしょう？大学によっては就業規則で週 4 コマ分とか 5 コマ分を専任教員の労働時間としているところもあります。それなら非常勤講師が 3 コマやっていたら、すでに 4 分の 3 条項はクリアしていることになりませんか？

本来私たちだって加入できるはずの厚生年金に加入できれば、掛け金は大学との折半になるので、負担がかなり楽になります。その上、給付金だって、天と地ほどに大きな金額になります。働いているときには専任の 7 分の 1 くらいの安い給与で大学教育に貢献しているのに、老後は老後で上のような格差を押し付けられるのは、納得できません！

雇い止め・減コマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール：sodan@hijokin.org(随時)

署名運動を成功させよう

私たちは首都圏、東海圏、沖縄の非常勤講師組合とともに、大学非常勤講師も厚生年金に加入できるようにせよという請願署名運動を

行います。ぜひみなさんも署名運動にご協力ください。

署名用紙は専用の封筒にて返送ください。切手は不要です。 (文責 内藤)

非常勤講師組合への加入を迷っているみなさんへ

< 非常勤講師として働くということ >

大学で非常勤講師として働くということは、たとえ恩師の紹介だったとしても、大学と労働契約を結んで労働者として働くことを意味します。それは私たちの意思とは関係なく、労働基準法(やパートタイム労働法)の世界に入ることなのです。

ところが多くの非常勤講師は、労働契約の世界のことなど何も教えられていませんから、大学とのあいだに様々なトラブルが生じたときに、何が自分の権利であり、何が大学側の義務なのかが分からず、途方にくれてしまう人がほとんどでしょう。

たとえば、「あなたは1年契約だから、来年は担当する授業はありません」と言われたら、どうしますか？ 複数年にわたって契約を更新していれば、たとえ1年という有期契約であっても、期間の定めのない契約と同等のものともみなされ、それ相当の理由がなければ雇い止めにできませんし、十分な理由説明が必要になるのです。

< 組合に加入するということ >

大学は最高学府で研究と教育のためにあるところだから、理不尽なこと不合理なことは起きないだろうなどと思ったら大間違いです。大学教育の多くを(平均して3割から4割)を非常勤講師に頼っているにもかかわらず、非常勤講師を使い捨てカイロのようにしか考えていない大学が多くあります。派遣や請負の導入も始まっています。その実態は私たちの調査した『大学非常勤講師の実態と声 2007』(注文は、sasshi@hijokin.orgに申し込み)を見ていただければリアルに現れています。

労働者はさまざまな労働諸法によって、不十分ながら、守られています。しかしこれは自動的に適用されるものではありません。大学が不当なことをしたら、私たち当事者がその不当性を訴えていかなければ、それを正すことはできません。ですから、組合に入って、自分たちの権利を学び、実際に起きたトラブルについての知識をもっておくことが、重要なのです。みなさん組合加入をお待ちしています。

- 甲南大のパワハラ問題調査、終盤に -

甲南大学の韓国語専任教員が2002年に
就任以来、複数の非常勤講師にたいして行っ

てきたパワーハラスメント でのち上げによ
る学生クレームを理由にした減ゴマ、年度途

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

中で産休に入る女性非常勤講師にたいして、子どもができれば再雇用しないのが大学の方針などと嘘を言って再雇用を拒否、別の女性講師に侮辱的発言、批判的な対応をする「方針に従わなければ解雇する」と雇い止め発言を繰り返す について、組合が団交で、

この3月に調査委員会を設置させていたが、その調査もそろそろ終盤にさしかかり、7月には最終的な処分が下される予定である。甲南大学がこうした悪質なパワハラにたいしてどのような処分を下し、大学としての責任を取るの が注目される。(文責 内藤)

夏季カンパのお願い

日ごろより当組合の活動にご理解をたまわりありがとうございます。2004年の結成以来、私たちの活動は飛躍的に発展してきましたが、とくに今年度は大学非常勤講師の雇用・労働・生活をリアルに映し出す『大学非常勤講師の実態と声 2007』を完成させ、普及に力を入れています。また夏から秋にかけて大学非常勤講師も厚生年金に加入させろという請願署名運動を行います。こうした活動は皆様のご支援なくては成りたちません。ぜひ私たちにカンパをお寄せください。郵便局にて下記までお振込みください。ご支援お願いします。

郵便振替口座番号 00950-2-203528 加入者名：関西圏大学非常勤講師組合

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の95%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱われない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しましょう！

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に			組合員として加入します	賛助会員として加入します
氏名		氏名のフリガナ		
住所(-)				
Tel		Fax		Email
専門分野			担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)				

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール：sodan@hijokin.org(随時)

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)